

令和4年第4回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

令和4年第4回荒尾市議会（定例会）議案資料目次

議案番号	件 名	ページ
議第48号	令和3年度荒尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議第49号	令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
議第50号	令和3年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
議第51号	令和3年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
議第52号	令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
議第53号	令和3年度荒尾市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	2
議第54号	令和3年度荒尾市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	4
議第55号	令和3年度荒尾市病院事業会計決算の認定について	6
議第56号	旧荒尾競馬場スタンド解体工事請負契約の締結について	9
議第57号	荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	11
議第58号	荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について	18
議第59号	令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）	19
議第60号	令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	21
議第61号	令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）	22
議第62号	令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	23

令和3年度荒尾市会計別決算総括表

(単位:円)

会計別	歳入						歳出						歳入歳出差引額 実質収支額及び基金繰入額 (L)=(C-H) 617,933,354 翌年度へ繰り越すべき財源 106,949,643 実質収支額 510,983,711 基金繰入額 0
	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額 (D)	収入未済額 (E)=(B-C-D)	予算現額と 収入済額の比較 (F)=(C-A)	予算現額 (G)	支出済額 (H)	翌年度 繰越額 (I)	不用額 (J)=(G-H-I)	予算現額と 支出済額の比較 (K)=(G-H)		
一般会計	32,150,192,561	29,045,214,268	28,351,546,286	23,742,029	669,925,953	△ 3,798,646,275	32,150,192,561	27,733,612,932	2,625,463,298	1,791,116,331	4,416,579,629	歳入歳出差引額 617,933,354 翌年度へ繰り越すべき財源 106,949,643 実質収支額 510,983,711 基金繰入額 0	
国民健康保険 特別会計	7,311,712,000	7,377,563,253	7,202,851,390	34,937,957	139,773,906	△ 108,860,610	7,311,712,000	7,099,914,124	0	211,797,876	211,797,876	歳入歳出差引額 102,937,266 基金繰入額 0	
介護保険 特別会計	6,119,561,000	5,720,842,555	5,706,497,745	4,783,920	9,560,890	△ 413,063,255	6,119,561,000	5,590,949,192	0	528,611,808	528,611,808	歳入歳出差引額 115,548,553 基金繰入額 12,918,000	
	30,097,000	22,623,113	22,623,113	0	0	△ 7,473,887	30,097,000	22,623,113	0	7,473,887	7,473,887	歳入歳出差引額 0 基金繰入額 0	
後期高齢者医療 特別会計	845,544,000	817,959,493	815,965,693	316,400	1,677,400	△ 29,578,307	845,544,000	804,833,693	0	40,710,307	40,710,307	歳入歳出差引額 11,132,000	
南新地土地 区画整理事業 特別会計	1,510,943,673	1,313,886,936	1,055,865,204	0	258,021,732	△ 455,078,469	1,510,943,673	950,998,375	551,473,185	8,472,113	559,945,298	歳入歳出差引額 104,866,829 翌年度へ繰り越すべき財源 104,851,453 実質収支額 15,376	

議第53号資料

令和3年度荒尾市水道事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	令和3年度		令和2年度		対前年度比	
	決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業収益	754,740	73.2	773,977	72.1	△ 19,237	△ 2.5
①給水収益	752,456	73.0	763,789	71.1	△ 11,333	△ 1.5
②受託工事収益	0	0.0	8,147	0.8	△ 8,147	皆減
③その他営業収益	2,284	0.2	2,041	0.2	243	11.9
2 営業外収益	276,198	26.8	283,638	26.4	△ 7,440	△ 2.6
①受取利息	12	0.0	28	0.0	△ 16	△ 57.1
②他会計補助金	43,694	4.2	46,496	4.3	△ 2,802	△ 6.0
③長期前受金戻入	201,586	19.6	204,849	19.1	△ 3,263	△ 1.6
④雑収益	30,906	3.0	32,265	3.0	△ 1,359	△ 4.2
3 特別利益	440	0.0	16,314	1.5	△ 15,874	△ 97.3
①固定資産売却益	433	0.0	0	0.0	433	皆増
②過年度損益修正益	7	0.0	16,314	1.5	△ 16,307	△ 99.9
計	1,031,378	100.0	1,073,929	100.0	△ 42,551	△ 4.0

支出

(単位:千円)

科目	令和3年度		令和2年度		対前年度比	
	決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業費用	941,563	93.7	911,223	93.3	30,340	3.3
①職員給与費	45,978	4.5	44,414	4.5	1,564	3.5
給料	23,403	2.3	22,889	2.3	514	2.2
手当等	15,393	1.5	14,531	1.5	862	5.9
法定福利費	7,182	0.7	6,994	0.7	188	2.7
②経費	480,037	47.9	467,855	47.9	12,182	2.6
委託料(包括:修繕費)	58,835	5.9	60,056	6.1	△ 1,221	△ 2.0
委託料(包括:動力費)	52,280	5.2	53,305	5.5	△ 1,025	△ 1.9
委託料(包括:その他)	183,386	18.3	180,539	18.5	2,847	1.6
委託料(包括以外)	123,514	12.3	113,049	11.6	10,465	9.3
その他	62,022	6.2	60,906	6.2	1,116	1.8
③減価償却費	406,081	40.4	396,183	40.6	9,898	2.5
④資産減耗費	9,467	0.9	2,771	0.3	6,696	241.6
2 営業外費用	63,056	6.3	65,558	6.7	△ 2,502	△ 3.8
①支払利息	62,744	6.3	65,289	6.7	△ 2,545	△ 3.9
②雑支出	312	0.0	269	0.0	43	16.0
3 特別損失	207	0.0	0	0.0	207	皆増
①過年度損益修正損	207	0.0	0	0.0	207	皆増
計	1,004,826	100.0	976,781	100.0	28,045	2.9

(単位:千円)

収入総額	1,031,378	利益剰余金処分類(案)	
支出総額	1,004,826	当年度未処分利益剰余金	273,726
収支差引	26,552	資本金への組入れ	△ 98,843
前年度繰越利益剰余金	148,331	減債積立金の積立て	△ 30,000
その他未処分利益剰余金変動額	98,843	建設改良積立金の積立て	△ 30,000
当年度未処分利益剰余金	273,726	翌年度繰越利益剰余金	114,883

2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	令和3年度		令和2年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 企業債		295,500	59.3	473,200	68.3	△ 177,700	△ 37.6
2 工事負担金		15,760	3.2	14,018	2.0	1,742	12.4
3 他会計負担金		13,108	2.6	9,448	1.4	3,660	38.7
4 補助金		174,003	34.9	196,082	28.3	△ 22,079	△ 11.3
5 固定資産売却代金		9	0.0	0	0.0	9	皆増
計		498,380	100.0	692,748	100.0	△ 194,368	△ 28.1

支出

(単位:千円)

科目	年度	令和3年度		令和2年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 建設改良費		637,940	71.3	642,295	71.9	△ 4,355	△ 0.7
①配水設備拡張費		155,381	17.4	122,175	13.7	33,206	27.2
委託料(包括:工事費)		123,919	13.9	95,556	10.7	28,363	29.7
委託料(包括:その他)		25,311	2.8	22,724	2.6	2,587	11.4
その他		6,151	0.7	3,895	0.4	2,256	57.9
②配水設備改良費		455,281	50.9	512,476	57.4	△ 57,195	△ 11.2
委託料(包括:工事費)		366,542	41.0	468,204	52.4	△ 101,662	△ 21.7
委託料(包括:その他)		88,231	9.8	30,749	3.5	57,482	186.9
その他		508	0.1	13,523	1.5	△ 13,015	△ 96.2
③営業設備費		27,278	3.0	7,644	0.8	19,634	256.9
委託料(包括:工事費)		9,330	1.0	7,546	0.8	1,784	23.6
その他		17,948	2.0	98	0.0	17,850	18,214.3
2 企業債償還金		256,569	28.7	250,657	28.1	5,912	2.4
計		894,509	100.0	892,952	100.0	1,557	0.2

収入総額 498,380千円 支出総額 894,509千円 収支差引 △396,129千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額396,129千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,206千円、過年度分損益勘定留保資金38,122千円、当年度分損益勘定留保資金213,958千円及び建設改良積立金98,843千円で補填した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

工事内容	工事費(千円)	着工年月日	竣工年月日	備考
中央野原線道路改良工事に伴う導水管布設工事	15,320	令和3年5月14日	令和3年10月29日	
有明9527汚水枝線管渠布設工事に伴う配水管布設外1件工事	25,592	令和3年5月14日	令和4年3月11日	
荒尾鉄工団地内配水管布設その3工事	22,875	令和3年5月18日	令和3年11月30日	
山浦8028汚水枝線管渠布設工事に伴う配水管布設工事	29,918	令和3年7月6日	令和4年2月28日	
有明9544-3汚水枝線管渠布設工事に伴う配水管布設工事	9,374	令和3年8月17日	令和4年3月25日	
金山下地区集落道路改良工事に伴う配水管布設工事	9,572	令和3年9月14日	令和4年3月18日	
増永地区配水管布設工事	51,748	令和3年10月20日	令和4年3月11日	
万田田添線道路改良工事に伴う配水管布設工事	14,557	令和3年11月15日	令和4年3月15日	
中央水源地機械電気設備更新工事	42,745	令和3年12月6日	令和4年3月31日	
八幡増庄2系ドレン設置外1件工事	4,985	令和4年1月24日	令和4年3月22日	

(2) 業務量等

事項・単位	年度	令和3年度	令和2年度	対前年度比	
				増減	伸率(%)
行政区域内人口	人	50,622	51,321	△ 699	△ 1.4
年度末給水人口	人	48,509	49,199	△ 690	△ 1.4
普及率	%	95.8	95.9	△ 0.1	
年間総配水量	m ³	5,402,253	5,599,561	△ 197,308	△ 3.5
年間有収水量	m ³	4,999,389	5,086,766	△ 87,377	△ 1.7
1日平均配水量	m ³	14,801	15,341	△ 540	△ 3.5
1日最大配水量	m ³	16,615	16,671	△ 56	△ 0.3
有収水量率	%	92.5	90.8	1.7	
供給単価	円/m ³	150.51	150.15	0.36	0.2
給水原価	円/m ³	160.63	150.15	10.48	7.0
料金回収率	%	93.7	100.0	△ 6.3	

議第54号資料

令和3年度荒尾市下水道事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	令和3年度		令和2年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業収益		888,413	63.8	832,259	61.8	56,154	6.7
①下水道使用料		735,318	52.8	745,676	55.4	△ 10,358	△ 1.4
②他会計負担金		153,005	11.0	86,422	6.4	66,583	77.0
③その他営業収益		90	0.0	161	0.0	△ 71	△ 44.1
2 営業外収益		500,686	35.9	512,240	38.0	△ 11,554	△ 2.3
①受取利息及び配当金		3	0.0	3	0.0	0	0.0
②他会計補助金		205,686	14.8	217,003	16.1	△ 11,317	△ 5.2
③長期前受金戻入		294,906	21.1	295,001	21.9	△ 95	0.0
④雑収益		91	0.0	233	0.0	△ 142	△ 60.9
3 特別利益		4,660	0.3	2,250	0.2	2,410	107.1
計		1,393,759	100.0	1,346,749	100.0	47,010	3.5

支出

(単位:千円)

科目	年度	令和3年度		令和2年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業費用		1,217,693	92.5	1,103,782	91.5	113,911	10.3
①職員給与費		82,233	6.2	72,920	6.0	9,313	12.8
給料		36,939	2.8	36,359	3.0	580	1.6
手当等		33,458	2.5	25,174	2.1	8,284	32.9
法定福利費		11,836	0.9	11,387	0.9	449	3.9
②経費		509,741	38.8	404,134	33.5	105,607	26.1
光熱水費		15,590	1.2	15,990	1.3	△ 400	△ 2.5
修繕費		116,612	8.9	71,577	6.0	45,035	62.9
委託料		364,949	27.7	300,301	24.9	64,648	21.5
その他		12,590	1.0	16,266	1.3	△ 3,676	△ 22.6
③減価償却費		625,261	47.5	614,646	51.0	10,615	1.7
④資産減耗費		458	0.0	12,082	1.0	△ 11,624	△ 96.2
2 営業外費用		100,016	7.5	102,446	8.5	△ 2,430	△ 2.4
①支払利息		88,930	6.7	97,270	8.1	△ 8,340	△ 8.6
②雑支出		11,086	0.8	5,176	0.4	5,910	114.2
3 特別損失		13	0.0	0	0.0	13	皆増
計		1,317,722	100.0	1,206,228	100.0	111,494	9.2

(単位:千円)

収入総額	1,393,759
支出総額	1,317,722
収支差引	76,037
前年度繰越利益剰余金	0
その他未処分利益剰余金変動額	113,053
当年度未処分利益剰余金	189,090

利益剰余金処分類(案)

当年度未処分利益剰余金	189,090
資本金への組入れ	△ 113,053
減債積立金の積立て	△ 50,000
建設改良積立金の積立て	△ 26,037
翌年度繰越利益剰余金	0

2 資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

年 度 科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度比	
	決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 企業債	347,000	56.4	336,200	64.7	10,800	3.2
2 補助金	257,444	41.8	174,982	33.6	82,462	47.1
3 工事負担金	0	0.0	0	0.0	0	—
4 固定資産売却代金	0	0.0	0	0.0	0	—
5 受益者負担金	10,857	1.8	8,793	1.7	2,064	23.5
計	615,301	100.0	519,975	100.0	95,326	18.3

支 出

(単位:千円)

年 度 科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度比	
	決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 建設改良費	554,420	51.0	444,369	44.7	110,051	24.8
2 借入償還金	531,972	49.0	549,788	55.3	△ 17,816	△ 3.2
3 国庫補助金返還金	0	0.0	0	0.0	0	—
計	1,086,392	100.0	994,157	100.0	92,235	9.3

収入総額615,301千円 支出総額1,086,392千円 収支差△471,091千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額471,091千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,225千円、当年度分損益勘定留保資金330,813千円、減債積立金100,000千円及び建設改良積立金13,053千円で補填した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

工 事 名	工事費(千円)	着工年月日	竣工年月日	備考
山浦8033汚水枝線管渠布設工事	38,950	令和2年9月29日	令和3年4月20日	
南新地汚水枝線管渠布設(16街区その2)工事	12,224	令和2年11月18日	令和3年4月30日	
荒尾市公共下水道大島浄化センターの建設工事委託(大島浄化センター主ポンプ・返送汚泥ポンプ他更新)	63,000	令和3年5月25日		繰越し
南新地汚水枝線管渠布設(国道推進)工事	29,839	令和3年6月4日	令和3年10月20日	
山浦8028汚水枝線管渠布設工事	46,352	令和3年7月9日	令和4年2月28日	
有明9527汚水枝線管渠布設工事	36,858	令和3年7月9日	令和4年3月11日	
山浦8021汚水枝線マンホールポンプ設備工事	10,230	令和3年7月14日	令和3年12月17日	
南新地汚水枝線管渠布設(荒尾北インター線)工事	34,817	令和3年8月26日	令和4年3月14日	
有明9544-3汚水枝線管渠布設工事	35,079	令和3年8月26日	令和4年3月11日	
荒尾市八幡台浄化センター汚水ポンプ設備更新工事	16,489	令和3年12月3日	令和4年3月25日	
有明968-3汚水幹線管渠布設工事	18,700	令和4年2月14日		繰越し

(2) 業務量等

事項・単位	年 度	令和3年度	令和2年度	対前年度比	
				増減	伸率(%)
処理区域内人口	人	35,931	36,632	△ 701	△ 1.9
水洗化人口	人	32,424	33,011	△ 587	△ 1.8
普及率	%	71.0	71.4	△ 0.4	
水洗化率	%	90.2	90.1	0.1	
年間総処理水量	m ³	4,570,168	4,639,601	△ 69,433	△ 1.5
年間有収水量	m ³	3,896,830	3,960,852	△ 64,022	△ 1.6
使用料単価	円/m ³	188.70	188.26	0.44	0.2

令和3年度荒尾市病院事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

科目	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
1 医業収益	6,132,456	81.9	6,009,039	78.7	123,417	2.1
(1) 入院収益	3,950,349	52.8	4,062,066	53.2	△ 111,717	△ 2.8
(2) 外来収益	1,693,841	22.6	1,570,626	20.6	123,215	7.8
(3) その他医業収益	488,266	6.5	376,347	4.9	111,919	29.7
うち他会計負担金	227,883	3.0	239,023	3.1	△ 11,140	△ 4.7
2 医業外収益	1,350,663	18.0	1,507,322	19.7	△ 156,659	△ 10.4
(1) 受取利息及び配当金	92	0.0	1,374	0.0	△ 1,282	△ 93.3
(2) 他会計補助金	141,644	1.9	134,075	1.7	7,569	5.6
(3) 国県補助金	945,351	12.6	1,196,078	15.7	△ 250,727	△ 21.0
(4) 他会計負担金	179,739	2.4	99,562	1.3	80,177	80.5
(5) その他医業外収益	83,837	1.1	76,233	1.0	7,604	10.0
3 特別利益	1,020	0.1	123,361	1.6	△ 122,341	△ 99.2
総収入	7,484,139	100.0	7,639,722	100.0	△ 155,583	△ 2.0
1 医業費用	6,587,704	95.5	6,454,551	93.9	133,153	2.1
(1) 給与費	4,005,786	58.1	3,991,441	58.1	14,345	0.4
給料	1,445,656	21.0	1,401,468	20.4	44,188	3.2
手当	1,144,844	16.6	1,168,548	17.0	△ 23,704	△ 2.0
会計年度任用職員・報酬	436,541	6.3	437,761	6.4	△ 1,220	△ 0.3
その他	978,745	14.2	983,664	14.3	△ 4,919	△ 0.5
(2) 材料費	1,369,243	19.8	1,296,028	18.8	73,215	5.6
薬品費	774,597	11.2	776,341	11.3	△ 1,744	△ 0.2
診療材料費	559,465	8.1	503,189	7.3	56,276	11.2
医療消耗備品費	35,181	0.5	16,498	0.2	18,683	113.2
(3) 経費	928,793	13.5	916,944	13.4	11,849	1.3
光熱水費	78,791	1.1	74,364	1.1	4,427	6.0
燃料費	41,273	0.6	28,175	0.4	13,098	46.5
修繕費	25,840	0.4	43,491	0.6	△ 17,651	△ 40.6
賃借料	87,703	1.3	86,544	1.3	1,159	1.3
委託料	610,906	8.9	608,889	8.9	2,017	0.3
その他	84,280	1.2	75,481	1.1	8,799	11.7
(4) 減価償却費	272,967	4.0	232,760	3.4	40,207	17.3
(5) 資産減耗費	2,295	0.0	7,533	0.1	△ 5,238	△ 69.5
(6) 研究研修費	8,620	0.1	9,845	0.1	△ 1,225	△ 12.4
2 医業外費用	303,335	4.4	293,186	4.3	10,149	3.5
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,661	0.1	3,651	0.1	10	0.3
(2) 消費税(雑損失)	255,724	3.7	247,935	3.6	7,789	3.1
(3) 職員確保経費	13,950	0.2	11,600	0.2	2,350	20.3
(4) 貸倒引当金医業外繰入額	30,000	0.4	30,000	0.4	0	-
3 特別損失	4,162	0.1	126,891	1.8	△ 122,729	△ 96.7
総支出	6,895,201	100.0	6,874,628	100.0	20,573	0.3
差引	588,938		765,094		△ 176,156	

当年度純利益	588,938		765,094		△ 176,156	
累積欠損金	-		63,065		-	
累積欠損金比率(%)	-		1.0		-	
不良債務額	-		-		-	
不良債務比率(%)	-		-		-	

2 資本的収入及び支出

(単位：千円、%)

科目	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
資本的収入	1,647,306	100.0	524,224	100.0	1,123,082	214.2
1 企業債	1,559,900	94.7	267,100	51.0	1,292,800	484.0
2 固定資産売却代金	0	0.0	0	0.0	0	-
3 補助金	85,706	5.2	247,924	47.3	△ 162,218	△ 65.4
4 他会計負担金	0	0.0	0	0.0	0	-
5 他会計出資金	0	0.0	0	0.0	0	-
6 奨学資金貸付金返還金	1,700	0.1	9,200	1.7	△ 7,500	△ 81.5
資本的支出	1,931,280	100.0	844,529	100.0	1,086,751	128.7
1 建設改良費	1,657,824	85.8	528,128	62.6	1,129,696	213.9
2 企業債償還金	243,456	12.6	281,201	33.3	△ 37,745	△ 13.4
3 医学生奨学資金貸付金	21,600	1.1	24,000	2.8	△ 2,400	△ 10.0
4 看護学生奨学資金貸付金	8,400	0.5	11,200	1.3	△ 2,800	△ 25.0
5 電話加入権	0	0.0	0	0.0	0	-
6 投資	0	0.0	0	0.0	0	-
差 引	△ 283,974		△ 320,305		36,331	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額283,974千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,374千円及び当年度分損益勘定留保資金231,779千円で補填し、なお不足する額14,821千円は一時借入金で措置した。

3 診療科別患者数調

(単位：人、%)

診療科	年度	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
		患者数	構成比	患者数	構成比	増減数	伸率
内科	外来	347	0.4	498	0.6	△ 151	△ 30.3
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
血液内科	外来	3,941	4.5	3,291	4.2	650	19.8
	入院	3,582	5.0	3,249	4.3	333	10.2
腎臓内科	外来	2,351	2.7	2,000	2.6	351	17.6
	入院	3,725	5.2	2,231	2.9	1,494	67.0
脳神経内科	外来	4,604	5.3	4,605	5.9	△ 1	0.0
	入院	10,309	14.4	12,575	16.6	△ 2,266	△ 18.0
呼吸器内科	外来	1,813	2.1	1,910	2.5	△ 97	△ 5.1
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
消化器内科	外来	3,796	4.4	1,966	2.5	1,830	93.1
	入院	2,959	4.2	1,478	2.0	1,481	100.2
循環器内科	外来	8,422	9.6	8,575	11.0	△ 153	△ 1.8
	入院	4,340	6.1	6,574	8.7	△ 2,234	△ 34.0
糖尿病内分泌内科	外来	5,928	6.8	6,032	7.8	△ 104	△ 1.7
	入院	858	1.2	1,022	1.3	△ 164	△ 16.0
外科	外来	9,712	11.1	10,374	13.4	△ 662	△ 6.4
	入院	10,980	15.4	14,331	18.9	△ 3,351	△ 23.4
整形外科	外来	4,632	5.3	5,602	7.2	△ 970	△ 17.3
	入院	10,592	14.9	13,651	18.0	△ 3,059	△ 22.4
形成外科	外来	103	0.1	182	0.2	△ 79	△ 43.4
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
産婦人科	外来	2,474	2.8	2,488	3.2	△ 14	△ 0.6
	入院	993	1.4	858	1.1	135	15.7
小児科	外来	1,061	1.2	663	0.9	398	60.0
	入院	559	0.8	322	0.4	237	73.6
脳神経外科	外来	2,003	2.3	2,266	2.9	△ 263	△ 11.6
	入院	13,311	18.7	12,748	16.8	563	4.4
眼科	外来	0	0.0	0	0.0	0	-
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
泌尿器科	外来	2,656	3.0	2,770	3.6	△ 114	△ 4.1
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
放射線治療科	外来	4,306	4.9	2,458	3.2	1,848	75.2
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
画像診断・治療科	外来	832	1.0	673	0.9	159	23.6
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
消化器病センター	外来	1,076	1.2	3,375	4.3	△ 2,299	△ 68.1
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
麻酔科	外来	500	0.6	701	0.9	△ 201	△ 28.7
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
緩和ケア内科	外来	58	0.1	46	0.1	12	26.1
	入院	85	0.1	34	0.1	51	150.0
救急科	外来	16,146	18.5	5,864	7.5	10,282	175.3
	入院	8,295	11.6	5,241	6.9	3,054	58.3
皮膚科	外来	3,447	3.9	4,017	5.2	△ 570	△ 14.2
	入院	707	1.0	1,529	2.0	△ 822	△ 53.8
耳鼻咽喉科	外来	420	0.5	347	0.4	73	21.0
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
腎センター(透析)	外来	6,698	7.7	6,989	9.0	△ 291	△ 4.2
外来患者合計		87,326	100.0	77,692	100.0	9,634	12.4
入院患者合計		71,295	100.0	75,843	100.0	△ 4,548	△ 6.0
患者数合計		158,621		153,535		5,086	3.3

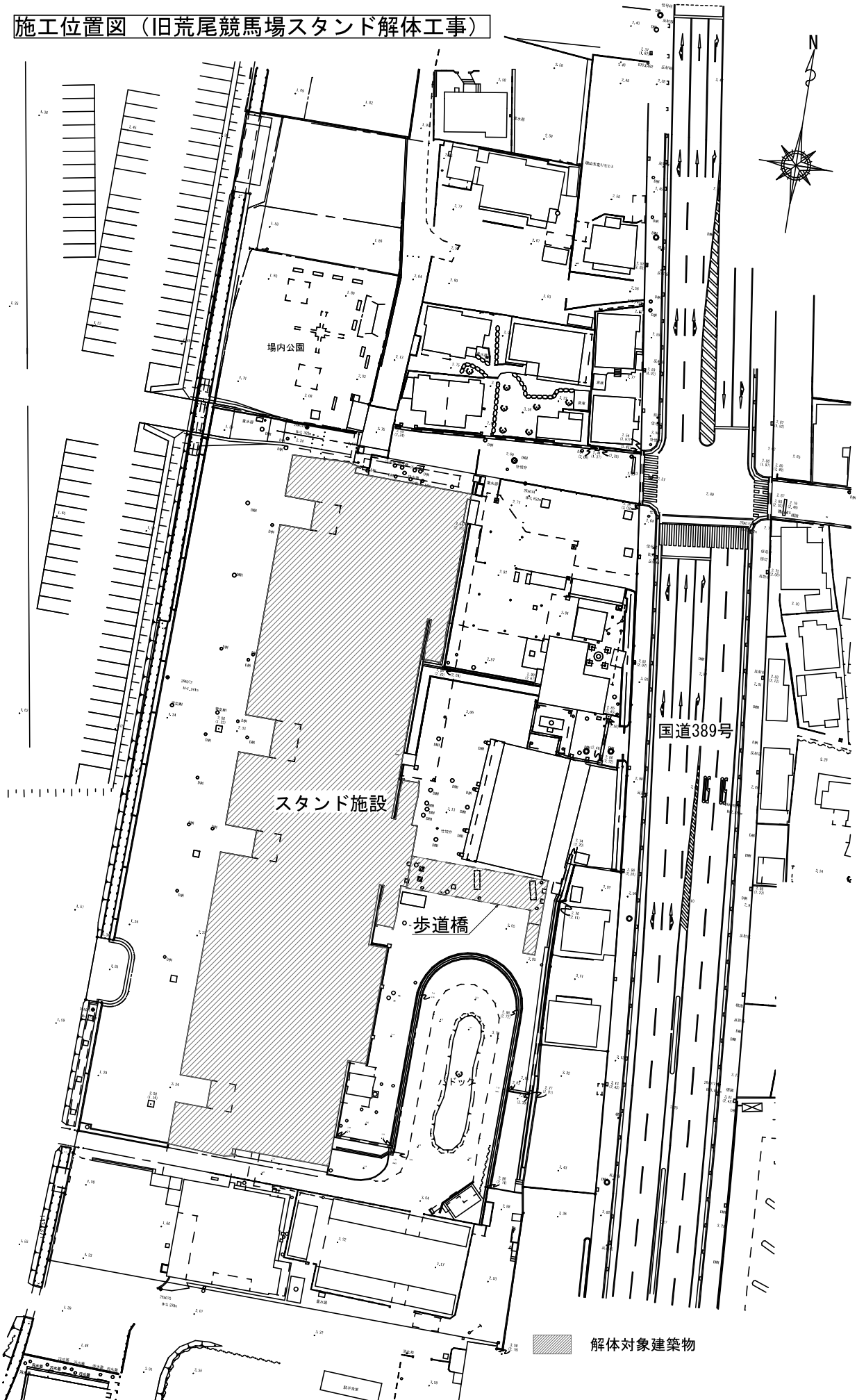
工 事 請 負 契 約 要 項

- 1 工 事 番 号 第3-3-12-16号
 2 工 事 名 旧荒尾競馬場スタンド解体工事
 3 工 事 場 所 荒尾市宮内出目地内
 4 工 期 議会の議決を経た日から令和5年3月31日まで
 5 施 工 理 由 旧荒尾競馬場のスタンド施設を解体し、荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業における基盤整備を推進するため。
 6 工 事 概 要 旧荒尾競馬場のスタンド施設（構造：鉄筋コンクリート造等地上3階・地下1階建、延べ床面積：10,564.70㎡）等の解体工事の施工
 7 契 約 方 法 条件付一般競争入札
 8 開 札 執 行 日 令和4年7月13日
 9 入 札 参 加 者

特定建設工事共同企業体の名称	代表構成員の商号、所在地及び代表者
前田・橋本建設工事共同企業体	株式会社前田産業 熊本市南区野田3丁目13番1号 代表取締役 木村 洋一郎

- 10 契約の相手方 熊本市南区野田3丁目13番1号
前田・橋本建設工事共同企業体
代表者 株式会社前田産業
代表取締役 木村 洋一郎
 11 仮契約締結日 令和4年7月20日
 12 予 定 価 格 392,976,100円
 13 契 約 金 額 385,000,000円

施工位置図 (旧荒尾競馬場スタンド解体工事)



解体対象建築物

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、令和4年10月1日から育児休業の取得回数制限の緩和等が行われることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 非常勤職員（主に会計年度任用職員。以下同じ。）の育児休業について、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の任期に係る要件を緩和する。
（現行：子の1歳6月 → 改正後：出生後8週間+6月）
- (2) 非常勤職員の子が、1歳以上1歳6か月未満及び1歳6か月以上2歳未満の期間の途中で夫婦交代での育児休業の取得を可能とする。
- (3) 特別の事情により再度の育児休業を取得する場合に提出する育児休業等計画書について、育児休業が原則2回まで取得可能となることから、その提出を不要とする。
- (4) 任期の更新等により引き続き育児休業を取得できるとする場合について、非常勤職員だけでなく任期付職員なども適用の対象とする。

3 施行期日

令和4年10月1日

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き同じ職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、<u>当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き同じ職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2</u></p>

現 行	改 正 後
<p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業</p>	<p>号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>削る。</p>
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</p>

現 行	改 正 後
<p>の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p>	<p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p>
<p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該子において育児休業をしていないが当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしてい</p>	<p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該子において育児休業をしていない又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方</p>

現 行	改 正 後
<p>イ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する</u>ため、<u>非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>等育児休業をしている場合</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしていない場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基</p>	

現 行	改 正 後
<p>準として<u>条例</u>で定める期間) <u>第2条の5</u> <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	<p>削る。</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の<u>条例</u>で定める特別の事情) <u>第3条</u> <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u> (1)～(4) 略 <u>(5)</u> <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の<u>条例</u>で定める特別の事情) <u>第3条</u> <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u> (1)～(4) 略 削る。</p>
<p>(6) 略 <u>(7)</u> <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の4</u>の規定に該当すること。</u> <u>(8)</u> <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするこ</u>と。</p>	<p>(5) 略 <u>(6)</u> <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>前条</u>の規定に該当すること。</u> <u>(7)</u> <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p>
	<p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として<u>条例</u>で定める期間) <u>第3条の2</u> <u>育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 保険外併用療養費 ア 初診に係る選定療養費 <u>5,500円</u> イ 再診に係る選定療養費 <u>2,750円</u> ウ・エ 略 (4)～(8) 略 2 略</p>	<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 保険外併用療養費 ア 初診に係る選定療養費 <u>7,700円</u> イ 再診に係る選定療養費 <u>3,300円</u> ウ・エ 略 (4)～(8) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	広報戦略事業費	1,085				1,085	□三面広告塔の改修 ・観光案内板改修委託料 1,085
	産休・育休代替職員任用（税務課）	1,375				1,375	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 954 ・期末手当 180 ・共済組合負担金 76 ・健康労働保険料 122 ・費用弁償 43
	市民サービスセンター（会計年度任用職員任用）	2,179				2,179	□会計年度任用職員2人任用 ・非常勤職員報酬 1,649 ・期末手当 180 ・共済組合負担金 112 ・健康労働保険料 178 ・費用弁償 60
	市民サービスセンター費	397	397				□パスポート電子申請の開始に伴う必要機器の整備 ・備品購入費 397 (財源) ・県補助金 397
	住民票等コンビニ交付事業費	5,500				5,500	□住民票等のコンビニ交付サービス実施に伴うシステム改修 ・Acrocityコンビニ交付システム改修委託料 5,500
2 款計		10,536	397			10,139	
3 民生費	社会福祉総務費	460	460				□協議会活動推進費の増額による ・民生・児童委員協議会運営費補助金 460 (財源) ・県補助金 460
	介護保険特別会計繰出金	3,545	2,658			887	□特別会計前年度負担金の精算に伴う補正による ・介護保険特別会計繰出金 3,545 (財源) ・国庫負担金 1,772 ・県負担金 886
	障害者福祉総務費	489	296			193	□障害者福祉サービスデータベース構築に伴うシステム改修及び生活のしづらさなどに関する調査の実施による ・非常勤職員報酬 97 ・消耗品費 7 ・障害者自立支援給付システム改修委託料 385 (財源) ・国庫補助金 192 ・県委託金 104
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	21,649	12,196			9,453	□私立保育所等における感染症対策として必要な改修等に対する補助及び給食運営のかり増し経費の補助 ・感染症対策のための改修整備等事業補助金 8,232 ・私立保育所等給食費支援補助金 13,417 (財源) ・県補助金 12,196
3 款計		26,143	15,610			10,533	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	環境衛生費	161				161	□猫捕獲器の貸出し実施に伴う ・消耗品費 40 ・備品購入費 121
	4 款計	161				161	
6 農林 水産 業費	荒尾スマート農業推進事業費	165				165	□スマート技術を活用した梨の自然災害 防止対策への補助 ・温度管理システム導入事業補助金 165
	水田農業経営確立対策事業費	1,155	1,155				□申請手続のオンライン化に向けた農林 水産省共通申請サービス(eMAFF) 導入への補助 ・経営所得安定対策等制度推進事業費補 助金(eMAFF移行分) 1,155 (財源) ・県補助金 1,155
	耕地費	322				322	□農業用ため池の管理保全に伴う ・熊本県ため池協議会負担金 332
	多面的機能支払交付金事業費	3,101			3,101		□活動期間の終了に伴う補助金の清算 ・多面的機能支払交付金事業県補助金返 還金 3,101 (財源) ・多面的機能支払交付金事業補助金地 元返還金 3,101
	県営土地改良総合整備事業費	7,070				7,070	□川登地区圃場整備に伴う農業用施設取 得 ・用地取得費 7,070
6 款計		11,813	1,155		3,101	7,557	
7 商 工 費	観光物産館跡地管理費	1,432				1,432	□旧産業物産館の民間企業への貸付けに 伴う県補助金の返還 ・返還金 1,432
	7 款計	1,432				1,432	
款 合 計		50,085	17,162		3,101	29,822	
各款職員等人件費		3				3	□会計年度任用職員の共済組合加入に伴 うもの ・共済組合負担金 11,795 ・健康労働保険料 △11,792
補 正 額		50,088	17,162		3,101	29,825	一般財源 ・市有地建物賃貸料 1,735 ・多面的機能支払交付金事業補助金地元 返還金 1,032 ・繰越金 27,058
補正前の額		25,882,110	7,631,873	810,700	1,572,705	15,866,832	
合 計		25,932,198	7,649,035	810,700	1,575,806	15,896,657	

令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
7款 繰越金	繰越金	1	1,662	1,663	令和3年度決算剰余金 (102,937千円のうち1,662 千円計上)
その他		7,432,752	0	7,432,752	
歳入合計		7,432,753	1,662	7,434,415	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
9款 諸支出金	償還金	10	1,662	1,672	精算に伴う令和3年度国庫 支出金及び令和2年度特別 調整交付金返還金
	その他	4,173	0	4,173	
計		4,183	1,662	5,845	
その他		7,428,570	0	7,428,570	
歳出合計		7,432,753	1,662	7,434,415	

議第61号資料

令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 国庫支出金	介護給付費負担金	1,045,796	10,781	1,056,577	介護給付費負担金の令和3年度精算による追加交付分
	その他	462,647	0	462,647	
	計	1,508,443	10,781	1,519,224	
9款 繰入金	低所得者保険料軽減繰入金	90,595	3,545	94,140	低所得者保険料軽減負担金の令和3年度精算による追加交付分
	その他	1,053,303	0	1,053,303	
	計	1,143,898	3,545	1,147,443	
10款 繰越金	繰越金	1	88,302	88,303	令和3年度繰越金
その他		3,437,552	0	3,437,552	
歳入合計		6,089,894	102,628	6,192,522	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 基金積立金	基金積立金	0	25	25	介護給付費準備基金利子積立て
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金	1,904	102,603	104,507	国・県負担金及び支払基金交付金の令和3年度精算による返還金
	その他	222	0	222	
	計	2,126	102,603	104,729	
その他		6,087,768	0	6,087,768	
歳出合計		6,089,894	102,628	6,192,522	

< 介護サービス事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 財産収入	利子及び配当金	0	2	2	介護サービス事業基金利子
その他		33,761	0	33,761	
歳入合計		33,761	2	33,763	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 基金積立金	基金積立金	0	2	2	介護サービス事業基金利子積立て
その他		33,761	0	33,761	
歳出合計		33,761	2	33,763	

1号補正後の介護保険特別会計予算は6,123,655千円で、その内訳は、保険事業勘定6,089,894千円、介護サービス事業勘定33,761千円となります。

今回の2号補正により、保険事業勘定を102,628千円増額、介護サービス事業勘定を2千円増額しますので、2号補正後の介護保険特別会計予算は6,226,285千円となります。

令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰越金	繰越金	1	11,131	11,132	令和3年度決算剰余金
その他		912,032	0	912,032	
歳入合計		912,033	11,131	923,164	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	835,316	11,131	846,447	令和3年度被保険者保険料繰越金
その他		76,717	0	76,717	
歳出合計		912,033	11,131	923,164	